

神奈川県飲用井戸衛生管理要綱

平成19年10月23日生衛第472号保健福祉部長通知
一部改正 平成22年3月31日生衛第847号生活衛生課長通知
一部改正 平成25年3月12日環衛第379号生活衛生部長通知
一部改正 平成26年3月31日環衛第372号生活衛生部長通知
一部改正 平成28年3月31日環衛第271号生活衛生部長通知
一部改正 平成29年3月31日生衛第1032号生活衛生部長通知
一部改正 令和2年3月31日生衛第116号生活衛生部長通知

(目的)

第1条 この要綱は、飲用井戸の設置者等が行う自主管理基準並びに健康医療局生活衛生部生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）及び保健福祉事務所が行う事項について定めることにより、飲用井戸の衛生を確保することを目的とする。

(対象施設等)

第2条 この要綱において対象とする施設は、水道法（昭和32年法律第177号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）及び小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成7年神奈川県条例第7号）の適用を受けない飲用井戸とする。ただし、食品営業施設、給食施設、旅館、公衆浴場及びプールに設置されたものを除く。

2 この要綱は、市及び寒川町の区域においては適用しない。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「飲用井戸」とは、地下水、表流水又は湧水（以下「地下水等」という。）を水源とする個人用飲用井戸及び業務用飲用井戸をいう。
- (2) 「個人用飲用井戸」とは、専ら一戸の住宅に居住する者に対して、井戸、導管、その他の工作物により飲用水を給水する施設をいう。
- (3) 「業務用飲用井戸」とは、学校、病院、官公庁、店舗、工場その他の事業所等に対して、井戸、導管、その他の工作物により飲用水を給水する施設をいう。
- (4) 「設置者等」とは、飲用井戸の所有権を有する者又は維持管理の責任を有するものをいう。

(自主管理基準等)

第4条 保健福祉事務所は、設置者等に対し、次の各号に掲げる事項について助言するものとする。

- (1) 別表に掲げる飲用井戸自主管理基準（以下「自主管理基準」という。）に基づき、自らの責任において適正な維持管理を行うこと。
- (2) 飲用井戸が汚染されたとき、又はそのおそれがあるときは、速やかに保健福祉事務所に連絡すること。
- (3) 給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、保健福祉事務所に連絡するとともに、次の措置を講ずること。
 - ア 利用者に対し、給水を停止した理由の説明を速やかに行い、理解と協力を求める。
 - イ 汚染原因の調査及び除去を速やかに行う。

ウ 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行い、飲用水の安全性を確認してから給水を再開する。

（汚染が判明した場合の措置）

第5条 保健福祉事務所は、前条第2号及び第3号により、設置者等から連絡を受けた場合又は飲用井戸の汚染を発見した場合は、次の措置を速やかに講ずるものとする。

(1) 設置者等が行う汚染原因の調査及び除去に係る助言を行うとともに、必要に応じて、現地調査を行うこと。

また、必要に応じて、その内容を生活衛生課、町村又は地域県政総合センターに連絡すること。

(2) 現地調査は、必要に応じて、町村又は地域県政総合センターの協力を得て行うこと。

2 生活衛生課は、保健福祉事務所又は関係部局から地下水等の汚染事故の連絡を受けたときは、必要に応じて、環境農政局環境部大気水質課及び衛生研究所と協議を行い、必要な措置を講ずるものとする。

（連携・協力体制の構築）

第6条 保健福祉事務所は、前条第1項の措置及び町村又は関係部局から地下水等の汚染事故の情報提供を受けたときの対応を円滑に行うため、町村及び地域県政総合センター等と地域の実情に即した連携・協力体制を構築し、これを維持するものとする。

（啓発）

第7条 生活衛生課及び保健福祉事務所は、次に掲げる役割分担に基づき、飲用井戸の衛生確保に係る啓発を図るものとする。

(1) 生活衛生課

自主管理基準の設置者等への周知を図るため、ホームページ等を活用するなど県域全体における広報活動を行うこと。

(2) 保健福祉事務所

ア 通常の巡回指導、各種届出、許可申請、水質検査依頼、講習会その他機会あるごとに設置者等へ自主管理基準の遵守についての啓発に努めること。

イ 自主管理基準の設置者等への周知を図るため、町村の広報紙、保健福祉事務所のホームページを活用するなど、地域における広報活動を行うこと。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

飲用井戸自主管理基準

給水開始前 水質検査	○給水開始前に、給水栓における全項目水質検査を行い、 検査結果を1年間保存する。
塩素消毒	○井戸水の水質検査の結果から判断して、必要に応じて塩素消毒を行う。
清潔の保持	○飲用井戸には、必要に応じて、柵の設置又は施錠等人及び動物が 施設に立ち入って井戸水を汚染するのを防止するための措置を講ずる。 ○飲用井戸の清掃等を行って常に清潔にし、井戸水の汚染防止に努める。
水質検査	○給水栓における水の色、濁り、臭い、味の異常の有無に関する検査を 随時行う。 ○給水栓における残留塩素の濃度 (0.1mg/L以上) の確認を随時行う。 ○給水栓における定期水質検査を、毎年1回以上行う。 ○給水栓における水に異常を認めたときは、臨時水質検査を速やかに実施する。

※1 「全項目水質検査」とは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）についての検査をいう。

2 「定期水質検査」とは、水質基準項目のうち一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度及びトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンその他周辺の水質検査結果から判断して特に必要となる事項についての検査をいう。

3 「臨時水質検査」とは、飲用井戸から給水される水に異常を認めたとき、臨時に行う水質基準項目のうち必要な事項についての検査をいう。